

## 「障害者権利条約」の批准のため、条約の精神に則った インクルーシブ教育を実現する国内法整備を求める意見書

平成18年12月の国連総会で採択された「障害者権利条約」は、障害者の尊厳、自律及び自立、差別されること、社会参加等を一般原則とし、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、締約国がこれらを確保、促進するための措置をとることなどを定め、障害のある人すべての人権や基本的自由を完全かつ平等に享有できるよう社会環境を整えることなどを求めている。

また、同条約中の教育関係の条項においては、「インクルーシブ教育」の実現が求められており、障害のある子が地域の普通学級で「合理的配慮」のもと学び育つ権利が明記されたところである。

しかし、国においては、「障害者権利条約」への署名を平成19年9月に行ったものの、まだ批准をしていないことから、できる限り速やかに、国内法に関する必要な措置をとり、早期に批准し、とりわけ教育の分野において、本条約の趣旨に基づいた「インクルーシブ教育」実現のため、次の事項について強く要望するものである。

### 記

- 1 障害のある子の学籍をその子の住む地域の小・中学校に一元化すること。
- 2 「インクルーシブ教育」を原則とし、特別支援学校・特別支援学級については、本人・保護者の希望によって措置されること。
- 3 障害のある子も普通学級とともに学ぶために、本人や保護者が求める「合理的配慮」と必要な支援を保障すること。
- 4 「インクルーシブ教育」実現のための教育予算の確保及び教職員の配置を適切に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年7月1日

帯広市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
文部科学大臣

} あて

資料3

平成22年

小樽市議会

第4回定例会

意見書案第9号

「障害者権利条約」の批准のため、条約の精神にのっとったインクルーシブ教育を実現する  
国内法整備を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

同	吹田 友三郎
同	成田 祐樹
菊地 葉子	同
齊藤 陽一良	同
佐藤 憲洋	同
佐々木 勝利	同

平成18年12月の国連総会で採択された「障害者権利条約」は、障害者の尊厳、自律及び自立、差別されること、社会参加等を一般原則とし、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、締約国がこれらを確保、促進するための措置をとることなどを定め、障害のある人全ての人権や基本的自由を完全かつ平等に享有できるよう社会環境を整えることなどを求めています。

また、同条約中の教育関係の条項においては、「インクルーシブ教育」の実現が求められており、障害のある子が地域の普通学級で「合理的配慮」の下、他の子供たちと共に学び育つ権利が明記されたところです。しかし、国においては、「障害者権利条約」への署名を平成19年9月に行ったものの、まだ批准には至っておりません。法整備を前提とした批准を実現することが必要です。

そのためにはできる限り速やかに、学校教育法及び学校教育法施行規則、学校教育法施行令等の改正、並びに「合理的配慮」を規定するための新たな法律などの制定を実施する上で下記項目を盛り込むことを強く要望するものです。

記

- 1 障害のある子の学籍をその子の住む地域の小・中学校の普通学級にすること。
- 2 「インクルーシブ教育」を原則とし、現状の特別支援学校・特別支援学級等に対応する新たな教育システムの選択については、本人・保護者の合意を基に決定すること。
- 3 障害のある子も普通学級で共に学ぶために、本人や保護者が求める「合理的配慮」と必要な支援を保障すること。
- 4 「インクルーシブ教育」実現のための教育予算の確保及び教職員の配置を適切に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月20日  
小樽市議会

議決年月日	平成22年12月20日	議決結果	可	決	全会一致
-------	-------------	------	---	---	------

## 資料 4

### 議案第 42 号

#### さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の制定について

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 1 日提出

さいたま市長 清水 勇人

#### さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例 目次

##### 前文

##### 第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

##### 第 2 章 障害者の権利の擁護

###### 第 1 節 障害者への差別の禁止等（第 9 条—第 15 条）

###### 第 2 節 障害者への虐待の禁止等（第 16 条—第 21 条）

##### 第 3 章 障害者の自立及び社会参加のための支援（第 22 条—第 31 条）

##### 第 4 章 補則（第 32 条）

##### 附則

誰もが皆、その人らしく、人として豊かに生活をする権利を有している。誰もが、本来、自らの決定及び選択に基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加し、及び参画する権利を有している。これらの権利の主体であることは、障害の有無にかかわらない。

ある人が、障害の有無にかかわらず、地域生活において活動し、社会参加をするに当たって、何らかの不当な制約を受けることがあるとすれば、日本国憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。

本市は、国際連合で採択された障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた障害を理由とするいかなる種類の差別もない社会の実現を目指している。

その目指す社会は、人として生まれながらに持つ権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認める社会である。市民は、障害の有無にかかわらず、誰もが、基本的人権の主体であって、社会の一員である。

ここに、市民が、誰も侵すことができない基本的人権の主体として、尊厳をもって、未来にわたって、安心して地域で生活できる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、障害者への差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び社会参加を支援するための措置を講じることにより、障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図り、もって市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (3) 障害 次に掲げるものをいう。

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害又は発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害

イ アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器官、肢体又は肢體を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活（以下「日常生活等」という。）を営む上で社会的な支援を必要とする状態

- (4) 障害者 次に掲げる者をいう。

ア 前号アに掲げる障害がある市民

イ 前号イに掲げる障害があることにより、継続的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民

- (5) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。

- (6) 養護者 障害者を現に養護する者であって、保護者及び障害者の福祉サービスに従事する者以外のものをいう。
- (7) 合理的配慮に基づく措置 障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動をすることができず、又は制限されるときに、当該活動をすることができるようにして、又は当該活動の制限を緩和するために行う、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置（当該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置で事業活動の目的の達成が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する措置その他の当該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課すこととなる措置を除く。）をいう。
- (8) 差別 次に掲げる行為をいう。
- ア 障害者の氏名その他の当該障害者の身上に関する事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等を不当に妨げること。
- イ 障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為
- (ア) 正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。
- (イ) 障害者若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は障害者若しくはその保護者に必要な説明を行わないで、入学する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）を決定すること。
- (ウ) 合理的配慮に基づく措置を行わなければ授業又は試験を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。
- ウ 障害者を雇用し、又は業務に従事させる場合に行う次に掲げる行為
- (ア) 募集又は採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又はこれに条件を課すこと。
- (イ) 正当な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強制すること。
- (ウ) 合理的配慮に基づく措置を行わなければ業務の遂行が妨げられること、研修を受けられないとその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。

- エ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供又は不特定かつ多数の者に対して行っている商品若しくはサービス（保健医療サービス及び福祉サービスを除く。）の提供若しくは不動産の取引を、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
- オ 不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設の本質的な構造上やむを得ないとき、本人の生命又は身体の保護のため必要があるときその他の正当な理由があるときを除き、障害者の持つ障害を理由として、当該建物その他の施設又は当該公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
- カ 日常生活等を営む上で必要な情報を提供する場合において、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
- キ 障害者が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、当該障害者が用いることができる手段による意思表示を受けることを拒否し、受けることができる意思表示の手段を制限し、又は意思表示を受けることに条件を課すこと。
- ク アからキまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようすること。

(9) 虐待 次に掲げる行為をいう。

- ア 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- イ 障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思にかかわらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限し、若しくは生殖を不能にすること。
- ウ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- エ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。
- オ 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利

益を得ること。

カ 保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者が、アからオまでの事実を知りながら、又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置をすること。

(10) 後見的支援を要する障害者 現に福祉サービス等を自ら決定して利用することができないため日常生活等を営むことが困難な障害者であって、保護者及び養護者がいないもの又は保護者が監護を行うことができず、かつ、養護者がいないもののをいう。

(基本理念)

第3条 障害者への差別をなくし、及び虐待を防止するための取組は、市、市民及び事業者並びに障害者の医療、保健、福祉、教育、就労等に関する機関（以下「関係機関」という。）が障害者を権利の主体であると認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければならない。

2 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携し、並びに障害者の選択を尊重することにより行われなければならない。

3 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、障害者が市民の一員として地域において生活し、それにふさわしい役割を果たすことができるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、障害者基本法その他の法令との調和を図りながら、障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めなければならない。

(計画の策定等)

第6条 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画を策定するとともに、毎年度、別に定めるさいたま市障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）に当該計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。

- 2 推進協議会は、前項の規定による報告に対して意見を述べるものとする。  
(市民相互の意見交換等)

第7条 市長は、障害者に関する施策の課題について市民が相互に意見を交換する場を設けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交換された意見を推進協議会に報告しなければならない。  
(顕彰)

第8条 市は、障害者に対する理解の促進に寄与したと認められる者の顕彰に努めるものとする。

## 第2章 障害者の権利の擁護

### 第1節 障害者への差別の禁止等 (差別の禁止)

第9条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。  
(申立て)

第10条 障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、委員会（第15条に規定する委員会をいう。第12条及び第13条第1項において同じ。）から当該差別に係る事案（以下「事案」という。）を解決するための助言又はあっせんが行われるよう申立てをすることができる。

- 2 障害者の保護者若しくは養護者又は障害者に関する事業者若しくは関係機関は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるときは、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 3 前2項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。  
(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）その他の法令により審査請求そ